

日韓政府合意を完成させ改善する道を考える

2016年7月31日

和田 春樹

1 慰安婦問題はここで解決されねばならない

日本国家は近代において朝鮮を力によって併合し、36年間植民地として支配した。このことに対して日本の政府、国民は反省し、謝罪する立場に立つことによって、朝鮮の南北の人々と人間的な共生・協力の関係をつくり、維持することができる。だから、日本国民にとって、植民地支配の過去を反省し、謝罪することは永遠の課題である。

慰安婦問題は、日本と韓国の歴史問題の中でもっとも大きな問題として意識され、両国民はその解決に努力してきた。金学順ハルモニがカミングアウトして以来、25年にわたる運動はいまや最後の局面を迎え、ここで解決にいたらなければならない。被害者ハルモニの中には、ご自身がみなこの世を去っても、新しい世代が意思をうけついで、正しい解決がえられるときまで、闘争をつづけてほしいと願う方もおられるようであるが、ご自分の闘いはご自分の時代で決着をつけなければ、歴史を前進させることはできないのである。そのことは、過去25年、カミングアウトした被害者ハルモニの課題であるとともに、問題の解決のために力をつくしてきたすべての人々の義務である。解決ということが相対的、歴史的な、過渡的なものであることはみな理解している。

2 慰安婦問題解決のための運動の25年

あらためて、過去25年の運動の推移をふり返って、考えてみよう。この歴史を私は三つのラウンドに分けて考えてきたが、大きく見れば、アジア女性基金期と韓国憲法裁判判決期の二つに区分できる。

慰安婦問題が韓国と日本の社会的関心の中心に登場したのは、1990年10月韓国女性8団体が日韓政府に公開書簡を出し、慰安婦問題6項目要求を提起したときである。翌月挺対協がスタートした。決定的なのは、1991年8月の金学順ハルモニのカミングアウト、記者会見であった。日本政府は韓国盧泰愚政権の促しをうけて、慰安婦問題の調査を開始し、1993年には河野官房長官談話を出し、慰安婦認識を確立し、謝罪した。その謝罪を表す方式として、村山自社連立政権が1995年7月アジア女性基金を設立し、慰安婦問題に対する謝罪と償い (atonement, 贖罪 sokje) の事業を開始した。しかし、償い金に政府の資金を入れることはできない、民間の募金だけでまかなうとした基金の基本コンセプトに対して、韓国の被害者の多くと運動体、日本の運動体が反対し、基金構想撤回、アジア女性基金の事業中止を要求した。挺対協は責任者処罰などを加えた7項目要求を掲げ、法的責任をみとめ、法的賠償を支払えと主張した。

基金は事業を実施する時点では、政府資金による医療福祉支援をも事業の内容にくわえ、韓国と台湾ではこれは現金で一括支給されたので、償い事業の内容は政府から300万円、国民募金から200万円、あわせて500万円の支給となっていた。しかし、被害者全員に国民募金から200万円の償い金を支払うとすれば、韓国、台湾、フィリピンだけでも、支払うことはできず、政府資金を加えなければ不可能であることが事業開始時にはわかっ

ていた。基本コンセプトは破産しており、修正が必要であったのに、それはなされないままに事業はすすめられたのである。

結果として、アジア女性基金はフィリピン211人、オランダ79人には atonement 事業を一通り実施しえたが、韓国では60人、台湾では13人と登録被害者の3分の1程度にしか事業を実施しえずに終わった。和解の方向に前進できなかった。2007年基金は事業を終えて、解散した。

この第一ラウンドの時期、アジア女性基金の時期には、韓国の被害者、運動団体が要求を出し、日本政府がそれに応えて、アジア女性基金という解決案を出したが、拒絶されて終わったのであった。韓国の被害者、運動団体は17年運動したが、日本政府の案を改善することも、別の案にとりかえさせることもできなかった。

第二ラウンドは2009年日本で民主党政権誕生したところからはじまった。実は第一ラウンドで、日本の運動団体の中からアジア女性基金に反対するところから、立法解決を求める動きがはじまっていた。「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案」が2000年から参議院に野党民主党、共産党、社民党議員によって提案されていた。政府による謝罪をおこない、「名誉等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする」とし、その措置には、「被害者に対する金銭の支払いを含むものとする」とした法案である。日韓条約時の協定で国家補償はできないという立場を参議院法制局はおろさないで、このように道義的責任の線で支払いがなされることにされたのである。挺対協は法的責任論に固執していたが、日本の運動体が支持することと法律にもとづく支払いであるということと賛成したといわれている。つまり、こんどは日本の運動団体、野党勢力が主体となって、道義的責任論に立って、日本の国会に立法解決をもとめたのである。韓国の被害者も、運動団体もこれに支持をあたえた。しかし、自民党が多数を占める日本の国会はこの動きにこたえず、法案は2002年に2度委員会審議が行われただけで、継続審議廃案の運命を繰り返した。

ところが、2009年にいたり、法案提出の中心になっていた野党民主党が選挙で勝利し、立法解決案の推進者であった鳩山由紀夫氏が総理になるという新事態が生じたのである。日本の運動体は、「日本軍『慰安婦』問題解決のための全国行動2010」に団結し、立法解決をもとめる運動を本格的に開始した。しかし、民主党鳩山政権は要望に応じず、法案提出議員千葉景子、岡崎トミ子氏らは入閣したが、立法のために動かず、ついに立法解決は不可能となった。全国行動2010の絶望は深かったと考えられる。

この事態の中で2011年8月韓国憲法裁判所が、慰安婦問題での韓国政府の不作為を憲法違反と判決した。これが「天の助け」となったのである。ここに置いて、韓国政府がはじめて慰安婦問題の解決を日本政府に求めるあたらしい対抗の構図が出現することになった。第二ラウンドを民主党政権期と考えれば、その途中ではあったが、新しい考えでは、第二期、韓国憲法裁判所判決期のはじまりだといえる。

もとより挺対協は運動をつづけ。同年12月水曜デモは1000回に達し、挺対協は少女像を大使館前に設置した。数日後の日韓首脳会談で李明博大統領は野田首相に慰安婦問題解決の強硬な申し入れをおこなった。野田首相は「知恵を出す」と辛うじて回答した。この事態の中で、2012年2月、「全国行動2010」は花房俊雄共同代表の名で、政府間協議での政治決断による解決をもとめ、①被害者の心に響く謝罪、②政府資金による「償

い金」の支給、③人道支援という考えの拒絶、の3項目を提案した。これが、斎藤勤官房副長官に伝えられ、12月28日李大統領の特使李東官大使との間で解決案合意にいたった。①日韓首脳会談で合意し、合意内容を首脳会談コミュニケで発表する。②首相のあたらしい謝罪文では、「道義的」という言葉を冠さず、「責任を認める」と表現する、③駐韓大使が首相の謝罪文と国費からの謝罪金を被害者に届ける、④第三次日韓歴史共同研究委員会を立ち上げて、そこに慰安婦問題小委員会をつくり、日韓共同で慰安婦問題の真相究明にあたる。この合意案は李大統領は承認したが、野田首相は拒否し、そのまま流れてしまった。民主党政権は総選挙で敗北し、退陣した。

2012年末、民主党政権に代わって、自民党安倍晋三第二次政権が誕生した。歴史修正主義者の安倍氏は、河野談話、村山談話の再検証を主張して総裁選挙に勝利したので、総理になった直後からその方針を明言していた。慰安婦問題の解決はまったく不可能となり、反動の到来が覚悟された。しかし、安倍政権のこの方針に対する米国の批判は最初から厳しかった。そして、2013年3月東北アジア初の女性元首朴槿恵大統領が就任するや、慰安婦被害者のために解決をもとめる方針を明確にし、ついには安倍首相が考えを変えない限り、日韓首脳会談を拒否するとして、正面から圧力をかけはじめた。このため日本の歴史修正主義勢力は朴槿恵大統領に対する個人攻撃の週刊誌キャンペーンを組織し、日韓関係は極度に陰悪化した。米国オバマ大統領が介入し、政権のリベラル派ブレンからの説得もあったのであろう。2014年3月14日安倍首相は、ついに河野談話継承を明言するにいたった。

3ヶ月後の6月、第12回アジア連帯会議が慰安婦問題解決の提案を採択した。これは日本の全国行動と韓国挺対協の共同提案に基づくものであった。①河野談話の継承発展に基づく解決、②日本政府の責任をみとめた謝罪、加害事実の承認（軍の慰安所で意に反して慰安婦・性奴隷にされた、人権抑圧であるなど）、③翻すことのできない方法で謝罪を表明すること、④謝罪の証としての賠償、⑤真相究明と再発防止。このような内容で朴槿恵大統領と安倍首相が合意して、解決してほしいという提案である。法的責任、法的謝罪、責任者処罰という言葉はここにはまったくない。「謝罪の証としての賠償」ということは政府資金による支払いということを意味するにすぎない。

和田はこの提案を知ると、そのときからこの提案の宣伝家となり、日本の外務省には8、9月の段階で伝えている。韓国でも、これを伝え、講演で話し、論文にかき、本にも書いた。2015年4月安倍訪米の前夜、東京で全国行動の集会があり、私は尹美香氏とともに登壇して、この提案を解説した。安倍氏は訪米して、慰安婦の動員に人身売買がおこなわれたと発言した。そのあとから、韓国側との秘密交渉がはじまったと考えられる。秘密交渉は、谷地正太郎国家安全保障会議事務局長と李炳琪大統領秘書室長の間でおこなわれたようだ。安倍首相は自らの支持勢力である歴史修正主義派のことを考えて、謝罪に基づく新しい解決にながく踏み切れなかったようにみえる。しかし、昨年11月谷地、李2氏が同席したソウルの日韓首脳会談で、両首脳は慰安婦問題の早期妥結で合意した。

12月28日、奇襲攻撃的に日韓外相会談で合意がなされ、発表された。この合意について、韓国でも、日本でもいろいろな議論がある。しかし、私は、この合意を考えるに当たって、過去25年間の事態の推移を考慮するなら、二つのことを前提にしなければならないと思う。第一は、慰安婦問題の解決は、日韓両政府の交渉にゆだねられたということ

である。国と国の交渉では最終的には外交的な判断が大きな意味をもつことは避けられない。これまで運動し、考え、討論してきた人々はそのことを覚悟しなければならない。したがって、出来上がった合意に対しては、これを前提として、未完成の部分は完成をもとめ、問題のある部分は改善をもとめていくというふうに批判するのが現実的である。

第二は、運動団体は、政府間の交渉に対して、慰安婦問題の解決のためには、政府間の合意にあたって尊重されるべき要望事項を2回にわたり提起した。一つは2012年2月の日本の「全国行動2010」の決定に基づく花房提案であり、いまひとつは韓日の運動団体の合意にもとづく2014年6月の第12回アジア連帯会議提案である。昨年12月の合意を評価するにあたって被害者の側にたつ運動団体が依拠すべき検証の枠組みは、この二つの提案である。つまり、1990年の挺対協6項目要求、のち責任者処罰が加わった7項目要求はもはや検証の枠組みにはなりえない。

3 日韓合意の内容

12月日韓両政府の合意の核心は、慰安婦問題にかんする日本の総理大臣の謝罪とそれにもとづく一〇億円の拠出である。まず謝罪は、岸田外相の発表によって、次のように表明された。

「慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は、日本国の総理大臣として、改めて慰安婦として、数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からのおわびと反省の気持ちを表明する。」

これは河野談話の結論部分を基本的に繰り返すと同時に、「日本政府の責任」をみとめるという言葉をつけ加えている。当然に謝罪の前提は河野談話に述べられた慰安婦認識である。さらにこのたびの謝罪は、アジア女性基金の事業実施のさいに出された橋本首相の謝罪の手紙の主文を繰り返している。「道義的責任」という言葉を「日本政府の責任」に変えている。当然に、首相の謝罪の手紙と同時に被害者に渡された基金理事長原文兵衛の手紙にのべられた慰安婦認識を前提にしている。そこにはこう書かれていた。「かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に対する『慰安婦』にさせられました。一六、一七歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知らされずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者のお一人だとうかがっています。これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。」

この謝罪の表明を2012年2月の花房提案がもつめた「被害者の心に響く謝罪」に照らして見ると、謝罪の内容ではなく、「代読謝罪」などと言われた謝罪の形式が問題だということがわかる。12月の合意は、総理の謝罪の事実を韓国政府と米国政府に通知し、ひろく一般にはできるかぎり目立たなくさせるため、12月末の年末休みに実行して、官邸のホームページにはのせない、のち国会でも総理の言葉ではくりかえさないというようなお粗末な発表形式をとったものである。謝罪の言葉は被害者ハルモニにこそ向けられなければならない。先の文言を紙に書き、総理の署名を入れて、日本大使館前の水曜デモの人々に示し、駐韓大使が被害者ハルモニのところに届けることが必要である。

また謝罪の言葉を2014年6月のアジア連帯会議提案に照らして見ると、謝罪の前提

となる慰安婦認識がまったく含まれていない。しかし、すでに述べたように、このたびの謝罪は河野談話とアジア女性基金の慰安婦認識を前提としている。問題は、その前提の認識をはっきりと認めることが追加される必要があるということである。

このたびの合意では、「日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒す措置を講ずる」と明示され、具体的には、「韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする」こととなっている。

7月28日に発足した「和解・治癒財団」は、当然ながら、生存している被害者ハルモニに対して、謝罪の証としての金銭的な支払いをおこなうものと思われる。被害者に金銭的な支払いがなされるとすれば、その趣旨を説明するためには、日本国首相の謝罪の手紙を添える必要がある。日本政府が被害者に対して謝罪の証として支払うものだとすれば、日本政府とアジア女性基金が過去において実施した償い事業（贖罪事業）の実績を勘案することも必要になるかもしれない。もちろん死亡した被害者の遺族にも謝罪の証を出すことも意味あることであろう。

しかし、亡くなった被害者ハルモニのためなら、被害者の「名誉と尊厳の回復、心の傷の治癒（癒し）のための事業」の第二の内容として、財団がこの世を去った被害者ハルモニのための慰霊碑の建設を進めることがふさわしい。

慰霊碑の建設は、1990年挺対協6項目要求の中に挙げられていた。1998年金大中大統領の就任以後、アジア女性基金と金大中政府との交渉の中で慰霊碑の建設が話題にのぼったことがある。韓国の駐日大使より、アジア女性基金は一時金支給を転換し、慰霊碑、記念館の建設など歴史の教訓とする事業に変更して欲しいとの要望があった。アジア女性基金側は慰霊碑の建設について検討を開始したが、意見がまとまらず、断念せざるをえなかった。その後慰霊碑問題は消えるにいった。

そこでいう慰霊碑は日本政府が日本の地に建てるものであるが、今日の状況では、日本に慰安婦慰霊碑を建てる条件は存在しない。まことに遺憾ながらヘイトスピーチ・デモがおこなわれている目下の状況では、慰霊碑を建て、守っていくことはできないだろう。だから、このたびの日韓合意を最終的な解決として、両国民の記憶にとどめるためにするのであれば、日本の政府の参加をえて、韓国の和解財団がソウルに慰霊碑を建てるのがのぞましい。

慰霊碑には、韓国政府の責任でまとめられた日韓政府が到達した慰安婦認識を記載して、慰安婦問題の説明とし、つぎに12月合意とおりに、安倍総理の謝罪の言葉を記載し、最後に朴槿恵大統領の死者ハルモニへの慰霊と日韓の和解を願う言葉を記載することができる。冒頭の慰安婦認識のパートには、アジア連帯会議の4項目を最大限もりこむように文章に配慮すれば、慰霊碑建設に対する支持を広げることができるであろう。

ところで、慰安婦問題についての最終的な解決をいうのであれば、慰安婦問題に関する歴史的研究を完成し、それをもって人々の歴史的認識を高めなければならない。

慰安婦問題の資料調査、真相究明は1991年韓国の盧泰愚政府の促しをうけて、日韓両政府が同時に開始し、1992年には韓国政府の中間報告書が出て、93年に日本政府の最終報告書と河野談話が出されたのであった。その後95年にアジア女性基金が生まれ、

日本側ではさらなる資料の発掘も、研究も進められた。したがって、そのような努力をすべてとりこんで、韓国政府が慰安婦問題の最終報告書を出すことが望まれてきた。2015年には韓国政府女性家族部のもとで専門家グループにより慰安婦問題白書の作成の努力がなされたことを承知している。その作業を完成し、慰安婦問題についての最終的な研究をとりまとめれば、それに基づいて、慰安婦問題歴史記念館を韓国政府がソウルにつくることが可能になる。

したがって、和解財団が韓国政府からの資金もえて、慰安婦問題歴史記念館の建設にとりくむことは、被害者の「名誉と尊厳の回復、心の傷の治癒のための事業」の第三の内容としては、ふさわしいものと考えられる。当然ながら、歴史記念館は、国の被害者だけでなく、北朝鮮、台湾、フィリピン、中国、インドネシア、オランダ、マレーシア、東チモール、日本などの被害者についても、その被害事実を確定し、展示する全アジア的、全世界的な慰安婦問題歴史記念館とすることがのぞましい。そのためには、韓国国内の被害者、運動団体、専門家の協力をうけるだけでなく、国外の被害者、運動団体、専門家の協力をもとめることが必要である。とくに日本の政府には、河野談話作成にかかわる資料、アジア女性基金の判断と事業にかんする資料の提供をもとめ、さらに吉見義明氏から秦郁彦氏にいたる幅広い日本の専門家の意見を聞き、日本に存在するアクティヴミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」などに協力を要請すべきであろう。もちろん日本には、多様な声、多様な意見がある。それらを広く聞き、検討したうえで、妥当な認識を確定させていくのは、被害国韓国の責任である。